

大阪市告示第582号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月25日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）心斎橋プロジェクト

大阪市中央区南船場三丁目8番4号 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ヒューリック株式会社 代表取締役 前田 隆也

東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

外3者

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）

位置	収容台数
エスト心斎橋 中央区南船場四丁目2番4号	29台
オーガニックパーキング 中央区南船場四丁目7番21号	29台

（変更後）

位置	収容台数
----	------

エスト心斎橋 中央区南船場四丁目 2 番 4 号	58台
--	------------

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数及び位置
エスト心斎橋 中央区南船場四丁目 2 番 4 号	出入口 1 箇所 (敷地北側)
オーガニックパーキング 中央区南船場四丁目 7 番21号	出入口 1 箇所 (敷地西側)
合計	2 箇所

(変更後)

駐車場	出入口の数及び位置
エスト心斎橋 中央区南船場四丁目 2 番 4 号	出入口 1 箇所 (敷地北側)

(4) 変更年月日

令和 7 年11月30日

2 届出年月日

令和 7 年 4 月14日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

令和 7 年 4 月25日(金)から令和 7 年 8 月25日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 25 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)